

地域型保育事業所が誕生しました

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題に対応するため、4月から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）」がスタートしました。

新制度では、定員19人以下で基準を満たした小規模な保育施設は「地域型保育事業」として、市の認可保育事業所となります。このたび、次の事業所が地域型保育事業所として開所しましたので、お知らせします。

| 名称 | 定員 | 住所 | 電話番号 |
|----------------------|-----|---------------|----------|
| たけのこ保育室 (小規模保育事業) | 12人 | 門井町 2-17-7 | 553-0378 |
| 長澤家庭保育室 (家庭的保育事業) | 3人 | 駒形 2-11-11 | 554-2539 |

- ▶**対象年齢** 生後6カ月～2歳児
- ▶**利用できる方** 保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない方
- ▶**負担額（保育料）** 保護者の収入などに応じて市が決定します（負担額は施設に支払います）。
- ▶**利用方法** 認可保育所と同様に利用希望月の前月15日までに必要書類を持参の上、子育て支援課に提出してください。なお、詳しい内容は同課へ問い合わせください。
- ▶**問い合わせ** 同課保育担当（内線263）

児童センター内に新しい学童保育室「みずしる学童保育室」がオープンしました

学童保育室は、放課後の時間帯に保護者が就労などで不在となる家庭のお子さんを預かる施設です。市内には、13の学童保育室を設置していますが、利用希望者の増加に対応するため、4月から児童センター内に新たな学童保育室を開室しました。

- ▶**名称** みずしる学童保育室
- ▶**場所** コミュニティセンターみずしる（児童センター内）
- ▶**開室時間**
【学校授業日】放課後～午後7時
【長期休業日など】午前7時30分～午後7時
- ▶**定員** 23人
- ▶**対象学区** 中央小学校、南小学校
- ▶**利用方法** 入室希望月の前月15日までに必要書類を持参の上、子育て支援課に申し込みください。なお、詳しい内容は同課へ問い合わせください。
- ▶**問い合わせ** 同課保育担当（内線263）

行田市公式フェイスブックページを開設しました

市では、「市報ぎょうだ」や市ホームページ、さらには市公式ツイッターなどを通して行政情報や行田の魅力を発信してきました。このたび、情報発信手段を拡充し、行田の魅力を広くPRするため「行田市公式フェイスブックページ」を開設しました。同フェイスブックページでは、皆さんにとって重要な行政情報や市の魅力的な風景の他、災害情報などを発信していきます。「いいね」ボタンを押して、行田の旬な情報をキャッチしてください。



- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当（内線318）

「市報ぎょうだ」5月号は、5月7日に配布します

「市報ぎょうだ」5月号は、4月に行われる統一地方選（埼玉県議会議員選挙、行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙）の結果を掲載するため、5月7日（木）に自治会を通して配布します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当（内線318）

プレミアム付き共通商品券を販売します



- ▶**販売日時** 4月18日（土）午前10時～午後3時、19日（日）午前10時～完売次第終了
- ▶**販売場所** 商工センター2階ホール
- ▶**販売単位** 10,000円（1,000円券10枚にプレミアム分3枚を加えた合計13,000円分）
- ▶**購入資格** 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方
- ▶**購入限度額** 1人10万円
- ▶**利用期間** 4月18日（土）～7月31日（金）
- ▶**利用できる店舗** プレミアム付き共通商品券取扱参加加盟店（店頭にはポスターを掲示しています）
- ▶**利用できない商品** 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ▶**発行団体** 行田市商店会連合会
- ▶**その他** 販売日当日は混雑が予想されます。車でお越しになる場合は、商工センター駐車場および市役所駐車場をご利用ください。
- ▶**問い合わせ** 同連合会 ☎556-8003

空き店舗を活用した起業を応援します

市では、起業家の育成や空き店舗などの有効活用を通じて、市内商業の活性化や就業機会の拡大を図ることを目的に、「起業家支援事業」を実施しています。この制度は、空き店舗などを賃借し、新たに事業を開始しようとする方を対象に、家賃または出店に当たっての改装費用の一部を助成するものです。

▶助成内容

| 助成区分 | 対象となる費用 | 交付率 | 助成限度額 |
|-------------|----------------------------------|------|----------------------------|
| 空き店舗等家賃助成事業 | 空き店舗などの賃借料（消費税を除く） ※助成期間は36カ月 | 2分の1 | 月額50,000円 |
| 空き店舗等改修助成事業 | 空き店舗などの改修費（消費税を除く） ※当初改修費のみ対象 | 2分の1 | 【空き店舗など】50万円 【空き蔵】250万円 |

▶対象 次の要件を全て満たしている方

- ・市内で新たに事業を起そうとする方※加盟店および既に事業を営んでいる方による事業拡張は対象外
- ・市内の空き店舗などを活用して店舗などを設置しようとする方
- ・助成金の申請者と空き店舗などの所有者が、①同じ方でないこと、②配偶者ならびに3親等以内の親族でないこと、③雇用関係にないこと
- ・空き店舗等改修助成事業については市内業者による施工であること
- ・主に店舗への来客を対象とする事業者で、昼間の営業ができること
- ・空き店舗などにおいて出店する事業に直接携わること

- ・改修工事に着手しておらず、かつ交付申請書を提出した日の属する年度の3月31日までに改修工事が完了し、事業を開始する見込みがあること
- ・市税の滞納がないこと
- ・許認可などを必要とする業種については、既に当該許認可などを受けている方、または許認可などを受けることが確実である方
- ▶**その他** 改修工事着工前の申請が条件となります。なお、年度途中でも予算に達した場合は、受け付けを終了します。また、公の秩序または善良な風俗を害する恐れがある起業で、市が支援を行うことが適当でないと認められる場合は対象となりません。
- ▶**問い合わせ** 商工観光課商工振興担当（内線383）

母子家庭・父子家庭の皆さんへ 母子家庭等高等技能訓練促進費 などが給付されます

母子家庭の母親または父子家庭の父親が、養成機関で就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格を取得する場合には、「母子家庭等高等技能訓練促進費」を、さらに訓練修了後には「入学支援修了一時金」を支給します。必ず受講前に相談してください。

▼**対象** 本市に住所を有する母子家庭の母親または父子家庭の父親で、次の全ての要件に該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある方
- ・ 対象の資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・ 過去の高等技能訓練促進給付費の支給を受けたことがない方

▼**対象資格** 看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、保育士など

▼**支給対象期間**
【高等技能訓練促進費】修業訓練の全期間に支給（支給期間上限2年間）

【入学支援修了一時金】養成カリキュラムを修了した場合に支給

行田市母子父子寡婦福祉会の 会員を募集しています

行田市母子父子寡婦福祉会は、18歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭の皆さんの自立を促進し、健全な家庭生活を営めることを目的に活動しています。

同会では、年6回程度の交流会や研修会を実施している他、就労に関する情報交換や子育てに関する相談などを行い、より良い生活を過ごせるよう、さまざまな活動を行っています。また、日帰りバスハイク（今年度は5月17日（日）予定）なども実施しており、会員同士の親睦も積極的に図っています。興味がある方は、気軽に問い合わせください。

- ▼**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当（内線262）